◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１７９号(H25. 1. 11)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝１２件（１２月２８日～１月１０日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスの車内事故２
（３）乗合バスの車内事故３
（４）乗合バスと乗用車が衝突した事故
（５）乗合バスの車内事故４
（６）乗合バスの車両火災
（７）乗合バスが対向車両と衝突した事故
（８）貸切バスが自転車に追突した事故
（９）タクシーが歩行者を撥ねた事故１
（10）タクシーが歩行者を撥ねた事故２
（11）トラックと乗用車が衝突した事故
（12）タンク車と乗用車が衝突した事故
２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
３．事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について
４．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
５．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について（再周知）
６．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について（再周知）
７．平成２４年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています。(再周知)
８．平成２４年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の補助金申請受付期間を延長します。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１．重大事故等情報＝１２件】（１２月２８日～１月１０日分）

（１）乗合バスの車内事故１

１２月２７日（木）午前９時５分頃、兵庫県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客７名を乗せて運行中、乗客（男性、８４才）が転倒した。

この事故により、当該乗客が右大腿骨骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスは交差点の信号が赤信号のため停車し、信号が青に変わり、社内ルームミラーで車内確認をした後に発車したところ、降車ボタンを押そうと立ち上がった当該乗客がバランスを崩し転倒した模様。

（２）乗合バスの車内事故２
１２月２８日（金）午後１時５５分頃、岩手県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客２名を乗せて運行中、乗客（女性、８８歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が頚椎骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客が小銭を落としたため拾おうとしたところ、当該乗合バスが信号機に従い動きだしたため、バランスを崩し転倒した模様。

（３）乗合バスの車内事故３
１２月２９日（土）午後６時４０分頃、長崎県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客６名を乗せて運行中、乗客（女性、７３歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が腰骨を折る重傷を負った。
事故当時、当該乗客は着座していたが、降車予定のバス停が近づいたため、座席を立ち上がり、バランスを崩し転倒した模様。

（４）乗合バスと乗用車が衝突した事故
１２月３０日（日）午後２時３０分頃、東京都において、静岡県に営業所を置く高速乗合バスが回送運行中、乗用車の左側面へ衝突した。
この事故により、当該乗用車の乗員２名のうち１名が死亡、運転者が負傷した。
事故当時、当該高速乗合バスは、交差点を走行中、対向車線より右折してきた乗用車に衝突した模様。

（５）乗合バスの車内事故４
１月６日（日）午後０時３５分頃、大阪府において、府内に営業所を置く乗合バスが乗客２０名を乗せて運行中、乗客（女性、８０才）が転倒した。
この事故により、当該乗客が大腿骨骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗合バスの直前に、乗用車が車線変更してきたため、クラクションを鳴らしながら強めのブレーキを踏んだところ、当該乗用車との接触は免れたものの、立席の当該乗客が転倒した模様。

（６）乗合バスの車両火災
１月６日（日）午後５時１５分頃、京都府において、府内に営業所を置く乗合バスが乗客６名を乗せて運行中、バス停停車時にエンジンルームから出火した。
この火災による負傷者はいない。
事故当時、当該乗合バスの運転者がバス停停車時に異臭を感じ、さらに当該乗合バスの後続車の運転者よりエンジンルームから煙が出ている旨を知らされたため、乗客を降ろし運行管理者及び消防署に連絡をした。
その後、当該乗合バスのエンジンルームから火柱が上がったが、駆け付けた消防により鎮火した。

（７）乗合バスが対向車両と衝突した事故
１月１０日（木）午後２時５０分頃、愛知県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１０名を乗せて運行中、当該乗合バスが対向車線にはみ出し、対向車３台と衝突し、この弾みで当該対向車のうち１台が別の車両と衝突した。
この事故により、当該対向車の運転者１名、当該乗合バスの運転者が軽傷を負った。
なお、当該乗合バスの乗客に負傷者はいなかった。
事故当時、当該乗合バスの運転者は、事故現場付近において意識がもうろうとなり、対向車線へはみ出した模様。

（８）貸切バスが自転車に追突した事故
１月７日（月）午前７時３０分頃、徳島県において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客１８名を乗せて運行中、車道を走行していた自転車に追突した。
この事故により、当該自転車の乗員が死亡した。
事故現場は、片側１車線の直線道路で、歩道を走行していた当該自転車が、前方の歩道上に停車していた自動車を避けるため車道に出てきたところ、後方から当該貸切バスが追突した模様。

（９）タクシーが歩行者を撥ねた事故１
１２月２９日（土）午前０時４０分頃、香川県において、同県の個人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、歩行者を撥ねた。
この事故により、当該歩行者が死亡した。
事故現場は、片側１車線の直線道路で、事故当時は深夜で雨上がりのため視界が悪く、当該個人タクシーの運転者は当該個人タクシーから見て、左側から道路を急に横断してきた当該歩行者を発見し、ブレーキを踏んだが間に合わず撥ねた模様。

（10）タクシーが歩行者を撥ねた事故２
１月１０日（木）午前１時５５分頃、東京都において、都内の個人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、歩行者を撥ねた。
この事故により、当該歩行者が死亡した。
事故当時、片側２車線の道路の第２通行帯を運行中、当該道路を当該個人タクシーから見て、右側から横断してきた当該歩行者を撥ねた模様。
なお、事故現場は横断禁止場所となっている道路であった。（道路中央にフェンスがあり）

（11）トラックと乗用車が衝突した事故
１月４日（金）午後２時２０分頃、岐阜県において、同県に営業所を置く大型トラックが走行中、乗用車と正面衝突した。
この事故により、当該乗用車の乗員６名のうち、３名が死亡し、他の乗員３名、

当該大型トラックの運転者１名及び後続車の運転者１名、計５名が負傷した。
事故当時、当該乗用車が何らかの原因で対向車線にはみ出し、当該大型トラックと正面衝突した模様。

（12）タンク車と乗用車が衝突した事故
１月９日（水）午後５時５分頃、秋田県において、同県に営業所を置くタンク車が空荷で走行中、乗用車と衝突した。
この事故により、当該乗用車の乗員５名のうち２名が死亡し、他の乗員２名が重傷、１名が軽傷、当該タンク車の運転者に怪我はなかった。
事故現場は、片側１車線の見通しのよい直線道路で、事故当時、当該道路の路面は凍結しており、当該乗用車がスリップしたため対向車線にはみ出し、当該タンク車と正面衝突した模様。
◇◇◇

規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

しかしながら、健康面での問題に起因した事故は依然として発生しており、事業用自動車の運転者の健康状態の確認について、これまでも平成２３年１０月１４日付け文書（国自安第３２号）等で徹底をお願いしてきたところですが、今般、平成２４年１２月２３日、静岡県静岡市の交差点において、乗客１５名を乗せた乗合バスが路肩に駐車していた軽乗用車に接触しその弾みで信号機に衝突し、その信号機を押し出しながら、その前方のタクシーに追突し、乗合バスの乗客８名、タクシー運転者及び乗合バスの運転者の合計１０名が軽傷を負う事故が発生しました。

この事故の詳細な原因は現在調査中であるものの、当該乗合バスの運転者が、事故の直前に何らかの原因により意識を喪失したために発生したと推察されるものであることから、下記の事項について、改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

◇◇◇

ける安全対策及び事故防止の徹底を図るため、事業者団体に対し要請を行いましたのでお知らせ致します。

→　(http://www.mlit.go.jp/common/000220674.pdf)

◇◇◇

4.「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html）

5. 旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化

→ 省令の公布（http://www.mlit.go.jp/common/000216017.pdf）

6.「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置

→ 通報窓口の設置（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000006.html）

○「高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定について」（7 月 18 日公表）

→ 関係通達の改正
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html）

○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」（7 月 18 日公表）

→ 利用者向け安全情報の提供
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html）

○「夜間・長距離運行する貸切バスの後退運転者の配置基準の策定について」（11月26日公表）

→ 関係通達の改正

（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000117.html）

◇◇◇

援）の補助金申請受付期間を延長します。】

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、平成２４年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の第２次募集を実施しているところですが、交付申請受付期間を延長することとなりましたので、お知らせします。

〇補助金申請受付期間の延長については、以下のリンク先をご覧下さい。

→（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000118.html）

〇第２次募集詳細（補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容）についてきましては、以下のリンク先をご覧下さい。

→（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000113.html）

◇◇◇

自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆